

瀬戸市教育委員会訓令第1号

事務局

教育機関

瀬戸市教育委員会決裁規程（昭和63年瀬戸市教育委員会訓令第1号）
の一部を次のように改正する。

令和7年3月31日

瀬戸市教育委員会

教育長 加藤正彦

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表第2（第5条、第6条関係）					別表第2（第5条、第6条関係）				
1 教育部					1 教育部				
主務課 の区分	決裁区分 専決事項	教育長	主務部長	主務課長	主務課 の区分	決裁区分 専決事項	教育長	主務部長	主務課長
<省略>					<省略>				
学校教 育課	指導	①から⑤まで<省略>		<省略>	学校教 育課	指導	①から⑤まで<省略>		<省略>
		⑥<省略>					⑥学校評議員の委 嘱		
		⑦<省略>					⑦<省略>		
		⑧<省略>				⑧<省略>			
	学事	<省略>		<省略>		学事	<省略>		<省略>
	学校給食		<省略>	<省略>		学校給食		<省略>	<省略>
2 <省略>					2 <省略>				

附 則

この訓令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。